

田辺市建設工事等入札参加資格停止措置一覧表

R7.4.24 現在

措置日	開始日	終了日	期間	名称(商号)	所在地	要 件	備考
R7.2.28	R7.3.1	R7.5.31	3 カ月間	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪市中央区城見二丁目1番61号	建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和7年1月31日付けで、同法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令及び同条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。	別表2.5.2.ウ 別表2.5.3.ウ
R7.2.28	R7.3.1	R7.5.31	3 カ月間	株式会社KANSOテクノス	大阪市中央区安土町一丁目3番5号	建設業法第26条第1項及び第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和7年2月4日付けで、同法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令及び同条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。	別表2.5.2.ウ 別表2.5.3.ウ
R7.2.28	R7.3.1	R7.5.31	3 カ月間	株式会社かんでんエンジニアリング	大阪市北区中之島六丁目2番27号	建設業法第26条第1項及び第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和7年2月4日付けで、同法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令及び同条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。	別表2.5.2.ウ 別表2.5.3.ウ

田辺市建設工事等入札参加資格停止措置一覧表

R7.4.24 現在

措置日	開始日	終了日	期間	名称(商号)	所在地	要 件	備考
R7.4.24	R7.4.25	R7.7.24	3 カ月間	新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町 1 番 1 号	特定エレベーター方式 P S 設置工事について、機械式駐車装置メーカーらで情報交換し、当該工事の供給に関する調整を行い供給価格の低落防止等を図っていた。 このことが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、令和 7 年 3 月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 なお、課徴金減免制度の適用事業者に該当するため、入札参加資格の停止期間は、1/2を乗じたものとする。	別表2.2.2. ウ 第7条第4項